

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

大田市立志学小学校

1 基本方針

(1) ねらい

- ・児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないように指導する。
- ・児童一人一人の自尊感情や人権感覚を養い、いじめをしない、させない、いじめを許さない気持ちを高める。
- ・いじめ問題に対する児童の認識や理解を深める。

(2) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの認識

- ・いじめは重大な人権侵害であるという認識に立ち、「いじめは決して許されない」という毅然とした対応をとる。
- ・いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、すべての教職員がいじめに対して積極的な認知ができるよう、日常の研修と情報交換・共通理解に努める。
- ・いじめられた児童の精神的な苦痛を第一に考え、その安全と安心を保障するよう関係機関と連携して対応する。

(4) 基本方針として盛り込むべき内容

- ・安心、安全な学校、学級づくりを進める。
- ・児童一人一人の自尊感情を育成するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・いじめを積極的に認知し、迅速かつ適切に対応する。
けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・特定の教職員が抱え込むことがなく、組織的な対応を行うとともに、解消に向けて家庭や地域、子どもの相談を受ける役割を担う民間団体等、関係機関と連携して取り組む。

2 未然防止の取組

(1) 校内体制の整備

- ・校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭による「志学小学校いじめ防止対策委員会」で、具体的な取組の方針（PDCAサイクル）を策定する。

(2) 児童の実態把握と子ども理解の深化

- ・子ども理解の促進を図るため、一人一人のよさや願い、夢、背景まで知ろうという積極的な姿勢で子どもたちに寄り添う。
- ・職員朝礼等を使って、児童に関する情報交換（月に1回最終週）を行い、常に全職員が共通理解を行って児童の様子を全校体制で見守る。
- ・発達障がいを含む、障がいのある児童が関わるいじめについては、個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うようにする。

(3) 学力育成

- ・児童一人一人が、「学校が楽しい」「授業がよくわかる」「みんなで何かするのは楽しい」と思えるようなわかる授業づくりを行う。
- ・児童のよさや頑張りを褒め、自尊感情が育つよう、教師の対話力を磨く。
- ・人権教育の土壌が培われるよう、人権学習公開や親子ふれあい活動等を行う。

(4) 集団づくり

- ・人権・同和教育をすべての教育活動の基底に据え、子どもたちの人権意識や人権感覚を高め、自他の人権を大切にする意識を醸成していく。
- ・Q-U検査結果から、児童の現状について全職員が共通理解を行い、一人一人に対する支援を様々な場面でを行い、安心して過ごせる環境や居場所づくりを行う。
- ・他者の意見に耳を傾け、自分の考えや思いを発表できるようにする。
- ・名前の呼び捨てをしないで、～さんを付けて呼ぶように指導し、言葉遣いから相手を尊重する態度を育てる。
- ・みんなのために汗を流して働く活動を行う。掃除などの意義を体得できるようにする。

(5) 情報モラル教育の実践

- ・SNS等、ネット環境において情報を扱う上での基本的モラルを児童に身に付けさせる。
- ・PTA研修などをとおして、保護者への啓発を行う。

(6) 児童のいじめ問題に対する理解

- ・道徳の内容項目A「個性の伸長」B「親切、思いやり」「友情、信頼」「相互理解、寛容」C「公正・公平、社会正義」D「生命の尊さ」「よりよく生きる喜び」について大切に扱う。
- ・道徳教育や人権教育は教育課程のあらゆる場面で指導する。その中においていじめや差別はいけないことだということを繰り返し伝える。
- ・学級経営において、互いに認め合い尊重し合う仲間づくりをする。特に、普段から何でも言い合える学級の雰囲気づくりを大切にする。隠し事をしない、嘘をつかないことを繰り返し指導する。日常的にいじめの問題について話題にしたり、考える機会を持ったりする。

(7) いじめ解消に向けた実践力育成

- ・読書活動や体験的活動等で、心の栄養となるような講話を聞く活動を行う。
- ・宿泊体験学習等の活動を通して、友だちの良いところに目を向けようとする態度を育てる。また、友だちに迷惑をかけない、他者を思いやる気持ちを育てる。
- ・地域の方々との交流、中学校との交流を増やす。

(8) 職員研修

- ・毎学期、定期に行われる教育相談をもとに、全職員参加による生徒指導の情報交換を行い、児童の実態把握と子ども理解に努める。
- ・保護者と良く話し合い、家庭での子どもの様子について注視し、状況に応じて全職員に知らせ共通理解を図る。
- ・幼児期からの取組の大切さを踏まえ、保小中まで連携をとった児童理解を図る。

3 早期発見のための取組

(1) 校内体制の整備

- ・校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭による「志学小学校いじめ防止対策委員会」でチェックリストを活用した成果につながる点検と見直しの具体的な方針（PDCAサイクル）を策定する。
- ・同委員会には、必要に応じて保護者代表や民生児童委員を加えることもある。

(2) 教育相談の充実

- ・教育相談（ハートフル）週間を毎学期に設定し、担任や養護教諭など様々な職員が児童と対話する機会を持つ。
- ・スクールカウンセラーとの教育相談を定期的に行い、児童の思いを受け取っていただく。また、児童に困ったことがあれば誰かに相談する等、援助を求めることの重要性を理解させる。
- ・保護者に対する教育相談や子育て相談（スクールカウンセラー）を行い、家庭での様子や悩みを受け止める機会を設ける。

(3) 日常観察の徹底

- ・日常観察の徹底と共通理解を図る。日々の子どもたちのくらしを複数の教職員で見ること、しんどい子に目を向け、その情報を共有する。

(4) いじめに係るアンケートの実施

- ・教育相談に向けた生活アンケートを毎学期に実施し、児童との直接対話も行って、一人一人が抱えている悩みや不安を積極的に把握する。

(5) 保護者、地域との連携

- ・懇談会や個人面談等の機会を設けて、保護者の方と子どもたちの様子について情報交換を行う。
- ・民生児童委員や主任児童委員との連絡会を定期的に関き、学校の状況を理解していただいたり、地域の情報を教えていただいたりする。

4 いじめ発生時の対処

(1) 校内体制

- ・校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭による「志学小学校いじめ防止対策委員会」で、事実関係の把握に関して速やかに対応する。
- ・同委員会には、必要に応じて外部関係機関の代表者やスクールカウンセラーを加える。

(2) 教育委員会への報告

- ・いじめについての事実確認を行い、管理職は速やかに教育委員会へ報告を行う。

(3) 対処の手順

○事実関係の把握とその対応

- ①被害児童、加害児童、周囲の児童、学級や学校全体に対する指導及び支援や働きかけ、取組等については、「志学小学校いじめ防止対策委員会」で対応者を選び、対応に当たる。
- ②被害児童から対応者がカウンセリングマインドを大切に事情を聞く。いじめによる心の傷を癒やす、不安を取り除くなど心のケアを最優先とする。児童の話は記録にとり、本人にも確認する。
- ③加害児童に話を聞く場合は、まず、被害児童と保護者の同意を得る。その後、対応者（複数）が家庭訪問し、保護者同席で事実確認をすることを基本とする。

（具体的な聞き取り内容）

〈いじめを受けた児童（被害児童）に対して〉

- | | | |
|--|--|---|
| ☐ いつ頃からいじめを受けていたのか。 | ☐ 誰がどんな行為をしたのか。 | ☐ いじめを受けた時、どう感じたか。 |
| ☐ 今、どう思っているのか。 | ☐ 周囲の友達はどうしていたのか。 | |

〈いじめた児童（加害児童）に対して〉

- | | | |
|---|--|--|
| ☐ いつ頃からいじめをしていたのか。 | ☐ 誰にどんな行為をしたのか。 | ☐ 理由は何なのか。 |
| ☐ いじめた時、どう感じたか。 | ☐ 今、どう思っているのか。 | ☐ 周囲の友達はどうしていたのか。 |

〈周りの児童に対して〉

- | | | |
|--|----------------------------------|---|
| ☐ いじめを見たことがあるか。 | ☐ いつ頃からか。 | ☐ 誰が誰に対してどんな行為をしたのか。 |
|--|----------------------------------|---|

- ④被害児童とその保護者への説明は、事実確認を行ったのち、「志学小学校いじめ防止対策委員会」で情報を整理し、教育委員会と相談して対応する。

- ⑤被害児童とその保護者との話し合いは、当事者の心の動揺に留意し、今後の学校の指導方針を誠実かつ

丁寧に説明し、理解と協力を得るよう心がける。

(家庭訪問にて行うことを原則とする。)

- ⑥職員会議を開いていじめの全体像及び対応の方針を説明し、共通理解を図る。当該児童については、全教職員で支援する。学校全体の問題として、当該学級の学級づくりを支援する。
- ⑦他の保護者への説明の必要性の判断とその実施については、「志学小学校いじめ防止対策委員会」でその必要性が認められると判断した場合には、教育委員会と相談し、適切に行う。
- ⑧対応者が役割を分担して当該児童の支援にあたる。必要に応じて家庭訪問(複数)を行い、それぞれの保護者に安心感・信頼感が与えられるようにする。

○事後措置

- ①職員会議を開き、今後の対応方針を決定する。児童への指導や支援、保護者対応後の状況について報告を行う。
- ②学級での指導
 - ・いじめた子ども、いじめられた子どもだけの問題ではないことを学級全体に認識させる。
 - ・いじめ解消に向けた学級としての取組について話し合いをもつ。
- ③学校全体での指導
 - ・学校全体としていじめ撲滅に向けて指導方針、方法を検討する。
 - ・二度と同じいじめが起きないように学校全体で再チェックする。
- ④継続的な指導

「志学小学校いじめ防止対策委員会」は常に担任の実践を検証しながら、次の対応を多面的に話し合う。

5 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態の定義

(法第28条第1項)

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ウ 児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 調査組織の設置

- ・校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭に加え、教育委員会と連携を図り、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない第三者が参加する。当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

(3) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、その旨を速やかに教育委員会に報告する。

いじめの未然防止等に係る年間計画

大田市立志学小学校

	職員間の連携	学校の取組	家庭・地域・関係機関との連携
日常・定期	・職員朝礼等での児童に関するきめ細かな情報交換 ・生徒指導職員会（毎月一回） ・小中合同生徒指導職員会 ・ＳＣとのコンサルテーション	・児童観察、温かい言葉かけ、教育相談 ・学級活動、道徳、日記指導 ・あいさつ運動 ・児童会活動 ・いじめに関する学習 ・いじめ防止対策委員会	・あいさつ運動、清掃活動 ・通学合宿（子育て支援） ・ＳＣと保護者の教育相談 ・学校フリー公開 ・志学の教育を考える会 ・民生委員連絡協議会
4月	・生徒指導情報交換 ・いじめ防止基本方針と今年度の重点施策の確認	・子どもの人権を守るアセスメントの確認	・小中合同職員会（生徒指導） ・学校便り、学級懇談会
5月	・学習状況の確認 ・校内研究方針の確認	・家庭訪問の実施 ●くらしのアンケート調査	・志学の教育を考える会
6月	・教育相談情報交換 ・くらしのアンケート分析	・教育相談（ハートフル週間） ・Ｑ－Ｕ検査の実施	・民生委員連絡協議会
7月	・Ｑ－Ｕ検査の分析 ●第１回学校評価	・個人懇談会	●第１回学校評価
8月	・学力育成対策職員研修 ・学校評価の分析	・いじめ防止基本方針の点検と見直し ・学力向上対策の点検と見直し	・ラジオ体操の呼びかけ ・家庭での学習支援
9月	・夏休み生徒指導情報交換	●くらしのアンケート調査	・町民運動会に合わせ学校開放
10月	・人権・同和教育学習公開日	・教育相談（ハートフル週間） ・Ｑ－Ｕ検査の実施	・人権・同和教育学習公開日
11月	・教育相談情報交換 ・Ｑ－Ｕ検査の分析	・特別支援教育に関する理解教育	・文化祭による地域との交流会 ・学校保健委員会開催
12月	●第２回学校評価	・学校保健委員会の実施 ・個人懇談会	●第２回学校評価
1月	・第２回学校評価の分析		・小中合同職員会（生徒指導）
2月	・いじめ防止対策基本方針の評価と見直し	●くらしのアンケート調査 ・教育相談（ハートフル週間）	・民生委員連絡協議会 ・学級懇談会
3月	・事例研究	・卒業に向けての児童会交流活動	・志学の教育を考える会

（●：評価）